

現場代理人と技術者の兼任について

A 専任の主任技術者を要しない工事 ※請負金額4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満)

本工事の選任	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	今後の工事					
				4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満) 専任の主任技術者を要しない工事			4,500万円以上(建築一式は9,000万円以上) 専任の主任技術者を要する工事		
				現場代理人	主任・監理技術者	兼務	現場代理人	主任・監理技術者	兼務
現場代理人		兼務可	兼務不可	条件付 ※①	条件付 ※①	条件付 ※①	条件付 ※③	条件付 ※③	条件付 ※③
主任・監理技術者	兼務可		条件付 ※④で可		兼務可			条件付 ※②	
兼務の場合					条件付 ※①			条件付 ※③	

B 専任の主任技術者を要する工事 ※請負金額4,500万円以上(建築一式は9,000万円以上)

本工事の選任	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	今後の工事					
				4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満) 専任の主任技術者を要しない工事			4,500万円以上(建築一式は9,000万円以上) 専任の主任技術者を要する工事		
				現場代理人	主任・監理技術者	兼務	現場代理人	主任・監理技術者	兼務
現場代理人		兼務可	兼務不可	条件付 ※③	条件付 ※③	条件付 ※③	条件付 ※③	条件付 ※③	条件付 ※③
主任・監理技術者	兼務可				条件付 ※②			条件付 ※②	
兼務の場合					条件付 ※③			条件付 ※③	

- ※① 「現場代理人の常駐義務に関する適切な運用について」(平成23年11月14日付け国土建第161号) 通達
「技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容」「常に携帯電話等で連絡可能」「兼任する工事数が3件以内」「工事場所が市内全域」「工事現場に速やかに向かうことができる」という5つの条件を満たせば、常駐義務を要しない。
※②の条件『工作物に一体性又は連続性が認められる工事』又は『施工にあたり相互に調整を要する工事』かつ「相互の間隔が10km程度」を満たす場合は、①の条件はクリアされる。
- ※② 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付け国土建第272号) 通達
『工作物に一体性又は連続性が認められる工事』又は『施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。)]』かつ「相互の間隔が10km程度」の場合、原則2件程度の兼務が可能。監理技術者には適用されない。
- ※③ (①&②)「技術者の専任が必要とされる規模・内容の工事」の現場代理人の常駐義務について
『工作物に一体性又は連続性が認められる工事』又は『施工にあたり相互に調整を要する工事』かつ「相互の間隔が10km程度」、常に携帯電話等で連絡可能、2件程度の兼務、の3つを満たせば可能となる。
- ※④ 「営業所における専任の技術者の取扱いについて」(平成15年4月21日付け国総建第18号) 通達
専任を要する場合を除き、同一市内(工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接)で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合は兼務可能。(現場代理人を除く)

技術者制度概要

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			そ の 他 (左以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計		5,000万円以上 建築8,000万円以上	5,000万円未満 建築8,000万円未満	5,000万円以上 建築8,000万円以上 は契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は 契約できない
工事現場の 技術者の 資格要件	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 大臣特別認定者		1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者		1級国家資格者 指導監督の実務経験者	

【※主任技術者・営業所専任技術者(一般建設業)の資格要件】

- (1) 下記の実務経験を有する者
- ① 高等学校の指定学科卒業後 5年以上(建設業法第7条第2号イ)
 - ② 高等専門学校・大学の指定学科卒業後 3年以上(建設業法第7条第2号イ)
 - ③ 上記以外の学歴の場合 10年以上(建設業法第7条第2号ロ)
- (2) 1級及び2級施工管理技士等の国家資格者等 (建設業法第7条第2号ハ)